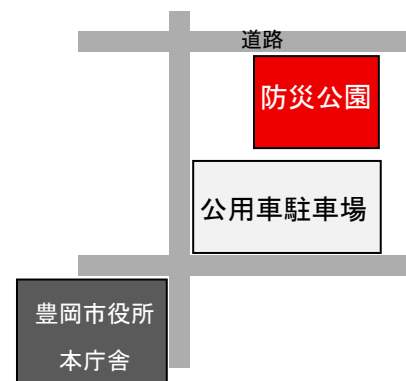


ツキノワグマの緊急銃猟を想定した訓練の実施

～市街地でのクマの危険から市民を守る～

本年9月1日から、改正鳥獣保護管理法の施行により、人の日常生活圏に出没したクマに対し、市町村長の判断で銃による捕獲（緊急銃猟）が可能となった。本市における緊急銃猟対応マニュアルを策定した上で、兵庫県、兵庫県警察等関係機関と合同で実地訓練（模擬訓練）を行う。

- 1 **日時** 2025年11月21日（金） 雨天決行
 - ・ 午前10時30分～正午：机上訓練
 - ・ 午後1時30分～3時：実地訓練
- 2 **場所** 机上訓練：豊岡市役所大会議室（中央町2-4）
 実地訓練：豊岡防災公園（泉町416）
- 3 **実施主体** 豊岡市
- 4 **参集範囲** 豊岡市、兵庫県但馬県民局、豊岡警察署、豊岡市有害鳥獣捕獲班
- 5 **参加人数** 40名規模（想定）
- 6 **内容**
 - (1) 机上訓練（訓練に係る各班現場責任者15名程度のみ）
 マニュアルに基づいて以下のことを確認する。
 - ア 各機関、各人の役割分担
 - イ 緊急銃猟実施に係る手順
 - (2) 実地訓練
 防災公園の倉庫内にクマが立てこもったと想定し、机上訓練の内容を現地で確認する。
- 7 **その他**
 - (1) 緊急銃猟制度について
 人の日常生活圏にクマなどが出没した場合、一定の条件を満たしたときに、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲などができる制度。緊急銃猟を実施するためには、次の4つの条件を満たすことが必要となる。
 - ア クマなどが人の日常生活圏に侵入していること。
 - イ クマなどによる人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること。
 - ウ 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること。



エ 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと。

〔問合せ〕 豊岡市コウノトリ共生部農林水産課 TEL0796-23-1127(直通)

担当 浪華（内線 2361）

実地訓練想定図面

